

大阪府防災・危機管理対策推進本部設置要綱

(目的)

第1条 府民の誰もが安全で安心して暮らせる都市づくりを目指して、大阪府の防災・危機管理対策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府防災・危機管理対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は副知事及び危機管理監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務権限)

第3条 本部長は、推進本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在の時は、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

(推進本部の所掌事務)

第4条 推進本部は、次の各号に掲げる事項について事務を処理する。

- (1) 大阪府地域防災計画に基づく対策の推進
- (2) 災害に強い都市づくり計画に基づく対策の推進
- (3) 危機管理対策の推進
- (4) 大阪府国民保護計画に基づく対策の推進
- (5) 前各号に掲げるもののほか、推進本部の目的を達成するために必要とする事項

(幹事会)

第5条 推進本部に付すべき議案を検討及び調整するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置く。幹事長は危機管理室長を、幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、危機管理室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この要綱は、平成7年6月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年1月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年12月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年5月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年1月20日から施行する。
- 2 大阪府国民保護計画策定本部設置要綱は廃止する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

危 機 管 理 室 長	副 首 都 推 進 局 長
政 策 企 画 部 長	報 道 監
企 画 室 長	総 務 部 長
財 務 部 長	ス マ ー ト シ テ ィ 戦 略 部 長
府 民 文 化 部 長	I R 推 進 局 長
福 祉 部 長	健 康 医 療 部 長
商 工 労 働 部 長	環 境 農 林 水 産 部 長
都 市 整 備 部 長	大 阪 都 市 計 画 局 長
大 阪 港 湾 局 長	会 計 管 理 者
教 育 長	警 察 本 部 副 本 部 長

別表2

危機管理室防災企画課長
危機管理室消防保安課長
政策企画総務課長
企画室政策課参事（報道グループ）
財 政 課 長
府 民 文 化 総 務 課 長
福 祉 総 務 課 長
商 工 労 働 総 務 課 長
都 市 整 備 総 務 課 長
大阪港湾局事業企画・防災課長
教育庁教育総務企画課長
警察本部交通規制課長

危機管理室災害対策課長
副首都推進局総務担当課長
企画室推進課長
法 務 課 長
スマートシティ戦略総務課長
I R 推 進 局 企 画 課 長
健 康 医 療 総 務 課 長
環 境 農 林 水 産 総 務 課 長
計 画 推 進 室 総 務 企 画 課 長
会 計 総 務 課 長
警 察 本 部 総 務 課 長
警 察 本 部 警 備 第 二 課 長